

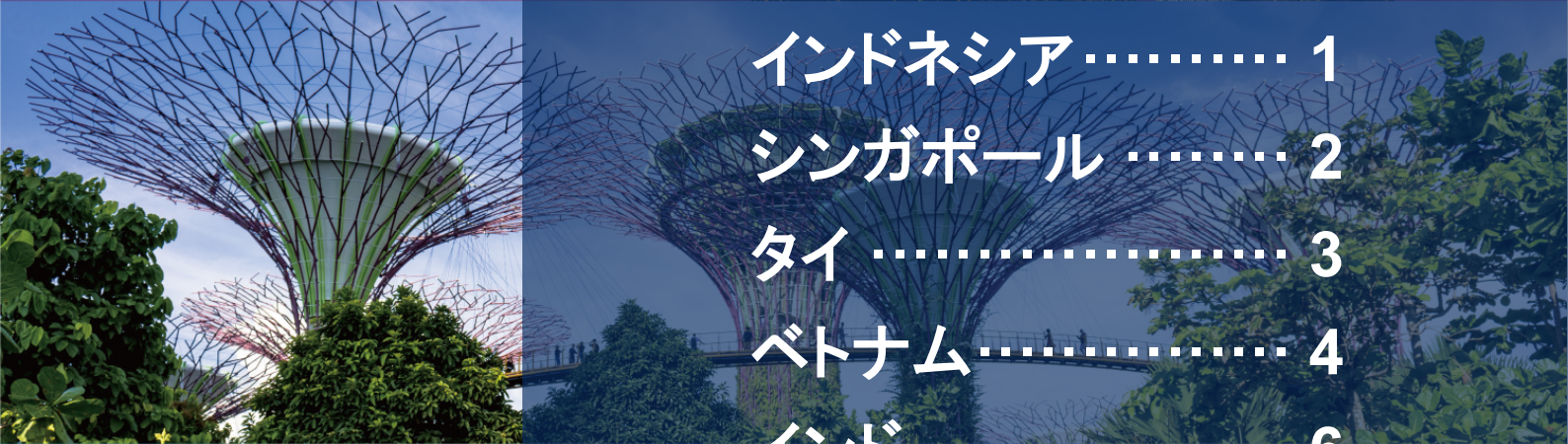


NISHIMURA & ASAHI

2022年 第2四半期 (4-6月)



ASIAN LEGAL UPDATE



インドネシア	1
シンガポール	2
タイ	3
ベトナム	4
インド	6



1. セルフサービス店が直営できる店舗数の規制に関する最新情報

インドネシア政府は、投資しやすい環境を維持するため、セルフサービス店(Toko Swalayan)の活動に関する規制、特にセルフサービス店の立地とレイアウトに関する規制を継続的に更新している。2021年商業省規則第23号によれば、セルフサービス店が直営できる店舗数は最大150店までで、これを超える場合はフランチャイズで経営しなければならなかった。

2022年商業省規則第18号により、セルフサービス店は、規制を超過した店舗の経営に適したビジネスモデルをより柔軟に選択できるようになった。フランチャイズ契約の代わりに、中小企業との合弁契約や利益分配契約を締結することができる。

2. ノンバンクによる投資の規制強化

2022年5月18日、インドネシアの金融サービス庁(Otoritas Jasa Keuangan、以下「OJK」という。)は、ノンバンクの事業活動の体制に関するOJK規則第35/POJK.05/2018号を改正する、OJK規則第7/POJK.05/2022号を制定した。この規則第7号は、従来の規則と比較してノンバンクによる投資の規制を強化するものであり、ノンバンクが、(a)短期投資、(b)トレーディング、(c)キャッシュフロー管理および/または(d)資本参加(ノンバンク自身の事業展開を除く。)の目的で、株式および/または株式を原資産とするコマーシャルペーパー、株式を担保とするコマーシャルペーパーを保有することを禁止するものである。

この新たな規則に既存のノンバンク(未対応の場合)が対応できるよう、(2022年5月18日から)1年間の経過措置期間が設けられている。

OJK当局およびノンバンク協会の会長によると、規制強化の主な背景には、ノンバンクの資本に事業リスクへの対処能力や金融事業の拡大能力をより反映させるため、(1)ノンバンクのファンダメンタルズの強化と、(2)(株式関連投資のボラティリティが大きい中で)ノンバンクによる事業リスクの管理の厳格化が挙げられる。

3. インドネシアルピアの国外使用および非居住者による国内使用に関する政策の明確化

2022年4月27日、インドネシアの中央銀行であるインドネシア銀行は、インドネシアルピアの為替相場国の通貨制度および金融制度の安定性を維持するという自らの役目の一環として、国際活動におけるインドネシアルピアの使用に関する政策を定める規則No.24/6/PBI/2022(以下「本規則」という。)を制定した。

本規則は、国外でのインドネシアルピアの使用を一般に禁止する現行の規制に関して、インドネシア銀行が、国外でのインドネシアルピアの使用がインドネシア経済に好影響を及ぼす限りにおいて、禁止規制の適用除外を定める権限を有することを明らかにした。国外での使用は、「現地通貨決済(LCS)」方式を用いる口座の開設およびインドネシアの当事者と国外の取引相手との金融取引の促進を目的とするものなどに限られる。

国内でのインドネシアルピアの使用に関しては、本規則は、非居住者(インドネシアに居所を定めて1年未満の自然人および法的主体を含む。)は、金融取引を実行するという目的のためであるなどの適切な基礎をなす経済活動により裏付けられる場合には、インドネシアルピアを使用すること(非居住者へのインドネシアルピア建て資金の移転を含む。)が認められる旨を強調している。インドネシアルピアの使用を監督するに当たり、インドネシア銀行は、非居住者に、基礎をなす経済活動に関連するものを含めたデータを求めることができる。

1. COVID-19 対策措置および関連規則の改正

シンガポール政府は、COVID-19 からの回復に向けた移行期間において、公衆衛生の安定化の確保および社会経済活動の段階的な再開を目的とした、地域社会および水際措置に関する漸進的な緩和および合理化を発表した。

2022 年 4 月 22 日から、すべての事業者は、最新の安全管理要件および分野別の特定要件を遵守した上で、職場への出勤を再開することが認められた。また、すべての従業員について職場への出勤が認められるようになり、自宅勤務が可能な従業員に対する 75%という制限が緩和された。なお、体調不良や最近感染者と接触した場合には、自己検査を行うことが奨励されている。

屋内におけるマスク着用の要否にかかわらず、労働者は、(i)他者と物理的に接触せず、かつ(ii)対面での接客を行う場所にいない間は、職場でもマスクを外すことが認められている。事業者は、在宅勤務や時差出勤等の柔軟な勤務形態を今後も引き続き導入することができ、促進することが奨励されている。これは、今後多くの従業員が出勤するようになった際に生じるピーク時の混雑を回避することにもつながると考えられている。

保健省は 2022 年 4 月 26 日から、濃厚接触者への健康リスク通知(Health Risk Notice)の発行を停止した。しかし、新たな変異株が発生した際に政府が再度トレースを強化する必要がある場合に備えて、TraceTogether のアプリとトークンの保存が強く推奨されている。また、セーフ・エントリー(Safe Entry)の導入義務が廃止されたため、セーフ・エントリーを入退場口に設置する必要がなくなった。もともと、企業は、将来の COVID-19 の状況の変化に備えて、セーフ・エントリーの記録を保存することが求められている。

2. 金融機関向けの事業継続管理ガイドラインの改定

2022 年 6 月 6 日、シンガポール金融管理庁は、金融機関における、事業継続管理に関するガイドラインを改定した。これは、金融機関が、システム障害や、パンデミック、サイバー攻撃、物理的脅威に起因するサービス中断に対する対応力を強化し、金融機関におけるパンデミックやデジタル化の進展への対応を支援するものである。

改定されたガイドラインに基づき、金融機関は、(i)生活に欠かせない重要なサービスを迅速に復旧することにより、サービス中心のアプローチを採用すること、(ii)重要なサービスを支えるあらゆる依存関係を特定し、当該サービスの効果的な復旧を妨げる可能性のあるギャップに対処すること、および(iii)脅威の監視と環境スキャンを強化し、定期的な監査、テストおよび業界横断的な演習を実施することが求められる。

その他の重要な要件の中でも特に、サービス復旧時間目標について、金融機関は重要なサービスごとに、顧客に対する義務、サービスに依存する他の金融機関、および確立されたサービス復旧時間目標の実現可能性を考慮して、サービス復旧時間目標を設定すべきとされている。また、金融機関は、少なくとも 3 年に 1 度、事業継続管理の全般的な枠組みと、重要なサービスの事業継続管理を監査し、リスク評価、過去の監査結果および関連するインシデントにより特定されたリスクの高い分野に対して特に注意を払うべきとされている。

3. 被推薦者の取り決めに関する規制制度の強化案

2022 年 5 月 31 日から 7 月 19 日までの間、会計企業規制庁は、1967 年会社法ならびに 2004 年会計企業規制庁法の改正案および新たな会社サービスプロバイダー法案についてパブリックコメントを募っている。

重要な改正案として、ノミニー取締役およびノミニー株主が、そのノミニー的地位および個人特定情報を会計企業規制庁に開示し、会計企業規制庁において当該情報を保存することを義務付けるものがある。これにより、取締役および株主のノミニー的地位が公開情報となる。現行会社法においては、ノミニー取締役およびノミニー株主は、会社に対して当該情報を開示することのみ要求されており、当該情報はノミニー取締役名簿に登記することが義務付けられていたが、当該名簿は一般に公開されず、また会計企業規制庁への提出も求められていない。当該改正案は、金融活動作業部会の勧告の近年の改正に従い、ノミニー取締役およびノミニー株主の選任に関する透明性を高めるために導入されたものである。

1. 個人情報保護法 B.E. 2562 に基づき発行された下位法令

2022年6月1日に個人情報保護法 B.E. 2562(2019年)「PDPA」が全面的に施行されたことに伴い、個人情報保護委員会「PDPC」は、本 PDPA の施行を容易にするため、第 1 グループの規則を以下のとおり発行した。これらは、2022年6月21日に発効した(2022年12月17日に発効する第(ii)号の通知を除く)。

- (i) PDPC 通知:小規模事業者であるデータ管理者のための処理活動要件の記録の適用除外-特定の種類のデータ管理者(例えば、中小企業、コミュニティ企業または社会的企業、協同組合、財団、社団、家族経営事業)は、処理活動の記録を作成し、維持する義務を免除されることが規定されている。
- (ii) PDPC 通知:データ処理者による処理活動記録の作成および維持のための規則および手続-処理活動記録に含まれる情報およびデータ処理記録が容易に閲覧可能でなければならないことが規定されている。
- (iii) PDPC 通知:データ管理者のセキュリティ対策 - データ管理者が実施するセキュリティの最低基準を定め、テクノロジーに変更が生じた場合のセキュリティ対策の見直しをデータ管理者に要求する内容が規定されている。
- (iv) PDPC 通知:専門調査会による行政罰の賦課検討規則-専門調査会(PDPA に基づき任命される)は、行政罰の執行に関する命令を発出する権限を有することが規定されている。

2. 公開有限会社法 B.E. 2535 の改正

2022年5月23日、公開有限会社法(第4号) B.E. 2565(2022年)「改正公開有限会社法」が官報に掲載され、翌日から施行された。改正公開有限会社法は、取締役会および株主総会を電子的方法(定款で別段の禁止がない限り)で開催し、当社の通知および広告を電子的方法で送付することを認めている。また、会社の取締役、株主または債権者に対しては、受領者の同意がある限り、電子的手段により文書を送付することができる。さらに、株主の代理人の指名も、電子的手段によっても行うことができる。

3. 潜在的な外国人を誘致するためのインセンティブ

2022年6月、内務省、労働省、投資奨励委員会は、政府官報に「潜在的な外国人」を誘致するためのいくつかの通達を発表した。これは、(1)富裕な世界市民(平均年収が8万米ドル以上で、かつ50万米ドル以上タイに投資している)、(2)富裕な年金受給者(平均年収が4万米ドル以上で、25万米ドル以上タイに投資している)、(3)在宅専門家(修士号を持ち、所定の特徴を持った外国の雇用主の下で働く、平均年収が4万米ドル以上)、(4)高度専門家(対象産業に勤務し、所定の平均年収を有している)である。これらの「潜在的な外国人」およびその扶養家族は、10年間無期限に使用することができる新たな「長期在留資格」(以下「LTR ビザ」という。)を取得することができ、LTR ビザを受けたときは、就労許可申請後速やかにタイでの就労を開始することができる。

4. 大麻の合法化

2022年6月9日、0.2%以下のテトラヒドロカンナビノール(THC)を含む大麻抽出物は、公衆衛生省告示第5B.E. 2565号(2022年)に基づき麻薬リストから撤回され、タイにおける大麻の一般的な栽培、流通、または使用が事実上合法化された。しかし、2022年6月17日から、大麻の占有、使用および流通は、公衆衛生省告示 B.E. 2565号(2022年)の規制の下にあり、これは、(1)年齢が20歳未満の者による大麻の所持、使用、輸送および流通、(2)公衆における大麻の喫煙、(3)妊婦および授乳婦における大麻の使用、(4)(1)から(3)までの者に対する大麻の販売を禁止するものである。また、医薬用として大麻の使用は認められているが、そのような治療を受けている患者が30日以上大麻を所有することは禁止されている。いずれにせよ、大麻に関する活動が、タイ議会の審議過程にある大麻取締法案の下でどのように規制されるのかは、現時点では不明確である。

1. 工業団地(「IP」)および経済特区圏(「EZ」)の運営についての政令 35/2022/ND-CP(以下「政令 35」)

2022年5月28日、政府は、2022年7月15日から政令 82/2018/ND-CP(以下「政令 82」という。)に代わる、IP および EZ の運用に関する政令 35 を発出した。注目すべき点は以下のとおりである。

- (i) IP の分類に関し、(i)輸出加工区、(ii)補助的 IP、(iii)eco-IP の 3 分類に代えて、政令 35 は、(i)通常の IP、(ii)輸出加工区、(iii)補助的 IP、(iv)専門 IP、(v)eco-IP、(vi)ハイテク IP の 6 つの種類に分類している。
- (ii) eco-IP の開発を奨励する方針の下、eco-IP に関するいくつかの新たな規制が定められている。それによって、eco-IP およびエコ企業は、認証、監視、監督、評価される予定である。eco-IP やエコ企業の認証が有効でない場合、発行された認証は取り消される可能性がある。
- (iii) 政令 35 は初めて、中心市街地の内陸部で運営されている IP を都市計画区域に転換するための法的メカニズム(条件、出願書類、手続を含む。)を定めた。これは、都市居住地域に所在する IP が、コミュニティの生活環境を確保するために移転される必要があるという要望に応えるものである。

2. 電子取引に関する修正後法案(以下「本件法案」という。)

電子取引法は、2005年11月29日に公布されたが、現在の情報・技術の発展に追いついていないものとなっている。このため、本件法案がパブリックコメントに付されている。この新しい法律は、(i)電子取引口座、(ii)電子署名および電子署名認証サービス、(iii)電子契約の締結および履行、(iv)電子取引のための信託およびサポートサービス、(v)電子取引システム、デジタル・プラットフォームおよびデジタル・サービス、(vi)電子取引におけるデータ安全性およびサイバー空間情報セキュリティ等の電子取引関連事項を包括的に規律することが予定されている。

3. 非政府保証外国借入金の借入条件に関する省令(以下「本件省令」という。)

ベトナム国立銀行(「SBV」)は、現在、企業がオフショアからの借入条件について定める本件省令について、以下の重要な点についてパブリックコメントを募集している。これは省令 12/2014/TT-NHNN に代わるものとなる予定である。

- (i) ベトナムに担保を有する対外借入については、レンダーおよび関連当事者は、原則として、担保の処分を担当っては、信用機関、外国銀行支店等ベトナム企業を代表者として選定しなければならない。
- (ii) ローンに関する手数料の上限は新たに規制され、それに伴い、手数料はレンダーとボロワーの間で合意することができるが、本件省令で定められた金利を超えてはならない。つまり、特定の国際機関が公表する基準金利を用いる場合は基準金利+年 8%、基準金利を用いない場合は SOFR 金利+年 8%を超えてはならない。
- (iii) ボロワーは、外貨建債務の返済に必要な外貨収入が見込まれる場合を除き、本件省令規定の金利での返済に十分な外貨を確保するため、為替ヘッジ取引を行い、その証憑を銀行に提示しなければならない。

4. 再生可能エネルギー発電事業者と大規模電力利用事業者との間の直接電力売買契約(「DPPA」)に関する実証事業に関する決定案(以下「本件決定案」という。)

現在、MOIT(商工省)は、DPPA に関する実証事業の本件決定案について、以下のような重要な点を挙げて、パブリックコメントを募集している。

- (i) DPPA 実証事業には、具体的には、(a)国営発電システムに接続された、発電設備能力が 30MW を超える太陽光発電所または風力発電所のいずれかを所有している発電事業者(以下「発電事業者」という。)、(b)工業用電源として 22kV 以上の電力を購入している電力需要家(以下「顧客」という。)、(c)EVN 関連ユニット(以下「EVN」という。)が参加する。
- (ii) DPPA 取引には、(a)発電事業者と顧客との間の双務契約、(b)発電事業者と EVN との間の電力スポット市場での電力販売のための電力売買契約、および(c)顧客への EVN による電力配電および電力供給、ならびにそれに対応する顧客による支払が含まれるものとする。
- (iii) 実証事業に参加する発電所の総容量は、1000MW を超えてはならない。

- (iv) 発電事業者および顧客は、MOIT が試験的 DPPA ウェブサイト上の登録ポータルを開設した日から 30 日以内に、DPPA 実証事業の登録を行うものとする。
- (v) MOIT は、発電事業者が発電所を商業運転に移し、電力市場に参入するための期限の終了後 1 年以内の取引の運用実績に基づき、この DPPA が正式に実施されるべきかどうかを検討し、所管官庁に提案する。

1. 中国人取締役等の選任に関する特例

企業省 (Ministry of Corporate Affairs) は、2022 年 6 月 1 日付で、取締役の選任および資格に関する会社法規則 (the Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules 2014) を改正し、インドと国境を接する国 (具体的には、中国、バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、ネパール、パキスタンおよびアフガニスタン) の国籍を有する取締役の選任について、新たな要件を追加した。同改正により、インドの株式会社が上記に該当する取締役を任命する場合には、内務省 (Ministry of Home Affairs) の承認が必要とされることとなった。また、取締役識別番号 (DIN) の取得についても同様の要件が追加された。

2. タミル・ナドゥ州が店舗・施設等の 24 時間営業を許可

タミル・ナドゥ州政府は、2022 年 6 月 5 日以降、一定の条件のもと、従業員 10 人以上の店舗および事業所について年中無休での 24 時間営業を認めた。このような動きは、グローバル企業の同州への進出を促すとともに、日本の投資家にとっても歓迎すべきものである。なお、既に、カルナタカ州、マハラシュトラ州、グジャラート州、パンジャブ州、テランガナ州などにおいても、店舗等の 24 時間営業が認められている。

タミル・ナドゥ州では、この改正に併せて、午後 8 時以降に勤務する女性従業員に関する特別措置が設けられた。

3. 新労働四法の施行見送り

現行の 29 の連邦労働法規を改正・集約した、2019 年賃金法 (the Code on Wages 2019)、2020 年社会保障法 (the Code on Social Security 2020)、2019 年労働安全衛生法 (the Occupational Safety, Health and Working Conditions Code 2019) および 2020 年労使関係法 (the Industrial Relations Code 2020) の 4 つの労働関連法規 (以下「新労働四法」という。) は、2020 年 9 月に大統領の承認を得たものの、一部の条項を除き施行には至らないままとなっている。2022 年 7 月初めにその施行が予測されていたが、労働雇用省 (the Ministry of Labour & Employment) は、様々な業界団体との間で協議中であることなどを理由に、施行を見送ることを明らかにした。多くの州政府は、既に新労働四法を各州で施行するための規則案を公表しているが、ナガランド州、マニプール州、西ベンガル州、ラジャスタン州等是对応未了であり、これが新労働四法の施行が遅延している原因の 1 つと考えられている。新労働四法の具体的な施行時期については、依然として不透明な状態が続いている。

編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)
田中 栄里花(アソシエイト、東京事務所)
松山 真梨(アソシエイト、東京事務所)

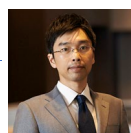
Contacts



インドネシア
[ジェン・エリザベス・ドノウ](#)
提携事務所パートナー
Walalangi & Partners
jdonaaw@wplaws.com



インドネシア
[ハンス・アディプトラ・クルニアワン](#)
提携事務所パートナー
Walalangi & Partners
hadiputra@wplaws.com



インドネシア(和文監修者)
[吉本 祐介](#)
インドネシアプラクティスパートナー、東京事務所
y.yoshimoto@nishimura.com



シンガポール
[メリッサ・タン](#)
アライアンス事務所ダイレクター、Bayfront Law
melissa.tan@bayfrontlaw.sg



シンガポール
[チン・スーシヤン](#)
アライアンス事務所アソシエイト、Bayfront Law
suxian.chin@bayfrontlaw.sg



シンガポール(和文監修者)
[吉本 智郎](#)
カウンセラー、シンガポール事務所
t.yoshimoto@nishimura.com



タイ
[ジラボン・スリワット](#)
パートナー、バンコク事務所
共同代表
j.sriwat@nishimura.com



タイ
[アピンヤーン・サーンティカセム](#)
パートナー、バンコク事務所
a.sarnitkasem@nishimura.com



タイ(和文監修者)
[下向 智子](#)
パートナー、バンコク事務所
t.shimomukai@nishimura.com



ベトナム
[ヴ・レ・バン](#)
パートナー、ホーチミン事務所
v.l.bang@nishimura.com



ベトナム
[グエン・ティエン・フォン](#)
カウンセラー、ホーチミン事務所
n.t.t.huong@nishimura.com



ベトナム(和文監修者)
[廣澤 太郎](#)
ベトナムプラクティスパートナー、東京事務所
t.hirosawa@nishimura.com



インド
[鈴木 多恵子](#)
インドプラクティスパートナー、東京事務所
t.suzuki@nishimura.com



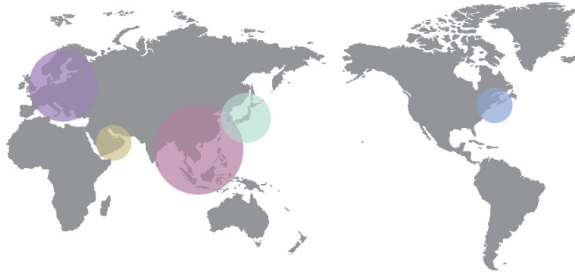
インド
[キラン・マノカラン](#)
アソシエイト、東京事務所
k.manokaran@nishimura.com

インド(和文監修者)
[白井 美和子](#)
アソシエイト、東京事務所
m.shirai@nishimura.com

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

© Nishimura & Asahi 2022

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
共同代表 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc
パートナー 大矢和秀

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.7